

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人大豆戸フットボールクラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く市民に対して、スポーツの普及に関する事業を行い、スポーツの振興及び子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の非特定営利活動を行う。

- (1) スポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① サッカーを中心としてスポーツの普及に関する事業
  - ② その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員資格

第6条 本クラブの会員は、次の各項に該当する方に限ります。

- ① 4歳以上
- ② 健康状態に異常のない方。
- ③ 本クラブにチーム登録し、他クラブでの活動を行わないもの。

スクールとの併用は禁止しないが、原則的にクラブの活動を最優先とすること。

第7条 <入会手続き>

本会員を希望される方は、所定の入会申し込み用紙に必要事項を記入の上、お申込みください。定員または、その他の理由で入会をお断りする場合があります。過去において、大きなケガ、病気の経験がある方は、医師の診断書を提出していただきます。

第8条 <会費>

会員は、定めている入会金及び会費、年会費、スポーツ保険を納入しなければならない。

入会金は、クーリングオフの期間以外は原則として返金されません。

月会費は、月毎に申し受けます。

年会費は、入会時及び更新時に申し受けます。

途中退会した場合は、年会費、その他年払い費用、入会費などの返金を行わない。  
会費に関しては、前月10日以降の場合の返金は行いません。

(※細則に記載あり)

#### 第9条 <休会>

本会員が長期間（1か月以上）休会する場合は、所定の書類に記入していただくことにより月会費に変えて休会費を申し受けます。また、休会期間は、原則として3か月とし、それ以上による休会は特別な事由がない限りは認められません。

#### 第10条 <名義変更>

本会員は所定の手続きにより、クラブの承認を得て会員の名義を変更することができます。ただし、名義変更手数料については別途申し受けます。

#### 第11条 <除名>

本クラブは、会員は次の各項のひとつに該当した場合、会員資格の一時停止、または除名することができます

- 1、会費、ウェア代、年会費、等の支払いを正当な理由なく3ヶ月以上滞納し、期限を定めた催促に応じない場合。
- 2、練習会場の施設を故意に破損した場合。
- 3、本会則、その他の本クラブの定める規則に違反した場合。
- 4、本クラブの名誉、信用を傷つけ、秩序を乱した場合。

#### 第12条 <会員資格の損失>

本会員は、退会、除名、死亡の場合、その会員資格を失います。

#### 第13条 <退会>

本クラブを退会する場合は、所定の書類に記入し、郵送またはFAXで提出していただくことにより会費の納入を停止します。

#### 第14条 <会員の種類>

本クラブの趣旨に賛同する方々で構成し、次の通り区分します。

会員…クラブ活動に参加しているものを対象。

スクール会員…本クラブのスクール活動に参加しているものを対象。

## 第4章 その他

### 第15条 <会員の事故>

本クラブに通う途中の事故及び、施設利用中に生じた盗難、傷害などの事故については一切責任を負いません。ただし、本クラブに故意、または重大な過失があった場合にはこの限りではありません。

#### < 傷 害 保 険 概 要 >

通院保険 : ケガで通院の場合、通院日数1日につき、1500円

手術保険金 : 手術に応じて入院日額の10倍、20倍、40倍

入院日額 : 4000円

後遺障害保険金 : 最高1000万円

ケガなどによる死亡 : 1000万円

補償の範囲は以上の通りですが、これ以上の補償を必要とされる方は個人で保険にご加入ください。

### 第16条 <細則>

本会則に定めていない事項及び業務遂行に必要な事項は別途細則に定める。

### 第17条 <改正>

本会則の改正は会社が定め、その効力は全ての会員に及ぶものとする。